

議会基本条例制定特別委員会記録（要旨）

日時 平成 24 年 5 月 22 日（火）
午前 10 時 00 分～11 時 55 分
場所 第 1 委員会室

出席者 二見委員長 根岸副委員長 小笠原委員 桑原委員 神保委員 原委員
添田委員 三橋委員 杉崎議長（ほか傍聴議員 2 名出席）
事務局 安藤局長 和田副主幹 堀込主事補

委員長 本日は、5 月 1 日に行った条例部会と、5 月 7 日の逐条部会の内容を担当委員から発表していただく。あと、議会報告会及び意見交換会実施要綱の修正について報告していただきたい。また、先日大磯町の議会報告会に参加して、気付いた点、参考になる点があれば、それを反映させたい。

委員 では条例部会から報告する。前文の権限移譲が「委譲」となっていたことについて、傍聴人から「移譲」ではないかという意見があった。調べてみると、「移譲」は、移した側に権限が残らないという意味であるそうで、その方が合っているということで「移譲」とした。

条文に関しては 2 ヶ所変えている。

第一に、議員の調査活動、前の条例案には第 11 条に「調査活動」があったが、議員個人に与えられた権利は、町民と変わるものはなく、議員個人としては限界があるということで、調査権は第 8 条の「委員会活動」の中に加えた。その中で、議会の機動力を強め、町長等の事務が適正に執行されているかについて、必要に応じ、調査、調査等を行うことができる、ということでひとつの条にまとめた。逐条解説もそれに伴い変更している。

第二に、議会の議決権について規定した第 19 条について、前の条例案では第 2 項と 3 項目に都市マスタープランと防災計画が入っていたが、第 1 項目の総合計画の重要性とのバランスを考え、第 2 項目として、「町政の各分野における政策及び施策の基本的な方向性を定める長期にわたる計画又は指針のうち特に重要なものの策定又は変更」とし全部で 2 項目に変更した。

委員長 この件について意見があれば出していただきたい。

（なし）

委員長 無ければ次に逐条部会より報告願います。

委員 5 月 7 日に逐条部会を開き、条文変更に伴う逐条解説の変更を行った。前回まで、議会報告会・意見交換会のほかに政策会議が入っていたが、この政策会議については運営が難しい上、政策会議に対する各委員のイメージ、捉え方に差異が

あり、時期尚早ということで削除した。

5月7日の部会で話しあった主な内容は、第14条の「議会報告会」と第16条の意見提案手続きの要綱で、この二つについては全員協議会（以下「全協」）で意見をもらったので、それに基づき修正した。この意見提案手続き（パブリック・コメント手続き）については、別途担当委員から報告する。

第8条の委員会活動、第14条の議会報告会と意見交換会、第19条の議会の議決事件の逐条解説については、資料の通り修正した。

委員 それでは、議会報告会及び意見交換会の実施要綱について、全協で問題になったのは、第3条の第2項に、以前の案では「議員は自己の意見を述べてはならない」の後に、「ただし、個々の意見を求められた場合はこの限りではない」を入れたことについて、これを認めれば現場で收拾がつかなくなるのではないかという危惧が出ていた。そのようなことからこの部分を削除し、報告会において個々の意見表明はしないこととした。

第4条の構成については、議員全員で報告会を実施すると規定した。班分けして行うのではなく、全員でやっぺいこうということだ。

議長 議会報告会はこの要綱にしたがって実施するとのことだが、第5条の報告会運営委員会の人数について、5人とか7人とか規定しておいた方がいいのではないか。あと、第11条第3項だが、「行政に対する要望、提言で重要なものは、運営委員会で協議の上、議長が町長に文書等で通知する」とあるが、この「重要なもの」とは誰が判断するのか。また、「文書で通知する」というのは弱くないか。

委員 条文中の「提言で重要なものは」と「運営委員会で協議の上」を入れ替えれば、重要なものの判断が運営委員会であることが明確になるので、ここの文章を修正する必要がある。文書で通知の解釈については、最低でも文書で通知ということであって、発展して議員提案ということも想定している。

委員 内容はこれでいいと思うが、第5条中、報告会運営委員会（以下「運営会議」）として定義しているのに、後の条には「運営委員会」と「運営会議」が混在してる。統一すべきだ。

委員 「運営委員会」で統一する。

委員 大磯町議会が実施した議会報告会を見てきたが、報告は議会だよりを読む方式だった。この要綱では報告会の運営委員会とあるが、議会だよりを（報告会における）資料とするなら、議会だより編集委員会が運営委員会の役割を果たせるのではないか。あらためて運営委員会を設置する必要があるのか。資料を議会だよりでなく別の資料を準備するなら運営委員会が必要なのは分かるが、ふたつも委員会は必要ないのでは。

委員 議会だよりを中心に報告会を実施するということは、すなわち議会で議決したことについて報告するということでおかしいことではない。全議員で報告会に臨

むとあるが、果たして全員でやる必要があるのか。第4条第2項を見ると、正副議長、常任委員会正副委員長が必ず出席ということになっているが、そうなると6人は確実に出席ということになる。それならば2班に分けて実施ということでも良いのではないか。

議長 2班に分かれると表現も班ごとに違ってくるおそれがある。当座は全員出席としておいた方が良い。また、「必ず出席する」という表現だが、「出席の義務を負う」の方が良いのではないか。

委員 報告会で話がぶれないようにするという意味で、議会だよりを中心とした報告会ということになる。その場合、発表する者など一部の議員を除いた他の議員は、後ろの席で意見を言うでもなく、ただ黙って座っているだけになってしまう。

(「それでいいと思う」との声あり)

また、「必ず出席する」も「出席する義務を負う」のは、意味は変わらない。

委員 先ほどの問題提起に話を戻したい。議会だよりを報告会で資料とするなら、報告会運営委員会と議会だより編集委員会の2つが必要なのか。

議長 報告会のために議会だよりを発行しているわけではない。議会だよりの発行と議会報告会とは本質的に異なるものだ。

委員 議会だよりは、二宮の場合は各議員が責任を持って記事を書いている。議会だより編集委員は紙面のレイアウトは行うが、記事については各議員が責任を負っている。それを紙ベースで出して配布しているということだ。

委員 確かに、議会だよりの一般質問や総括質疑は各議員が自分で書いているが、議決事項（議会で決まった事項）については編集委員が記事を書いている。報告会では「議会で決まった事項」を報告するのだから、議会だより編集委員会を、例えば「広報委員会」とか名称を変えて運営委員会に替えれば良いのではないか。

委員 広報委員会と名を変えて、議会だよりの編集から報告会の運営までやるのは負担を増やすことになる。

委員 報告会をやるのに、議会だよりを読むのなら委員会はひとつでよいと思う。議会だよりとは別にプレゼンテーション資料を作成するなら、別の委員会というのなら分かる。

委員 部会では、運営委員会は議会だより編集委員とは別の議員が携わることを想定している。

議長 大磯の手法はそれとして、第5条の条文は「報告会の円滑な実施運営のため」運営委員会を設置するとなっている。議会だよりの編集とは切り離して考えるべきだ。

委員 議会で決まったことを報告するのだから、また報告会を一貫した内容にするためには、(資料は)議会だよりを活用することとするのが良い。

委員 議会だよりは、一般質問、総括質疑、議会で決まった事、すべて限られた字数、

ページ数の中で編集されるものであり、詳しいとは言えない。報告会ではこれに肉付けした解説、報告をすることが大切で、議会だよりをただ読み上げるということではない。

委員 報告会で発表するための資料をあらためて作成するのは大変だ。議会だよりの記事を書くのと同様、全体を把握する必要があり二度手間だ。

委員長 とりあえず、第 4 条の構成について、議員全員の出席を求めることでよいか、議論してほしい。

委員 その前に、運営委員会と議会だより編集委員会と分けるのか、一本でいくのかの決を採ってほしい。

委員長 一本化に賛成の委員の挙手を願います。

(1 名挙手)

一本化については賛成少数なので、今回の要綱案の通りとする。

委員 議会だより編集委員会の作業と運営委員会の作業がリンクするというのは重要な指摘だ。議会だより編集の際に持ち寄るデータや資料を（運営委員会との間で）やりとりできれば良いと思う。

委員長 報告会への全員参加について議論していただきたい。

委員 私自身は、当初 2 班に分ける案に賛成だったが、少ない議員で実施するには経験不足であり、全員で経験を重ね、習熟していけばいいと今は考えている。

委員 14 名の議員全員で出るにしても、条例改正案に反対という議員も中にはいる。議員の人数が多ければ各議員の発言時間がそれだけ短くなる。2 班に分け、7 人ずつにして、議員の発言の場を確保した方がいいのではないか。

委員 議員の発言の場の確保というが、町民の質問に答えられればそれでよい。大磯の議会報告会でも、発言していない議員もいる。何が重要かといえば、各地域の様子を、議員全員で見ることができるということだ。

議長 議会の報告会なのだから、議員全員が発言する必要は無い。14 人全員ということがなぜ必要かといえば、報告会が町民の意見を聴く場であるからだ。全員が発言する必要はなくとも、報告会のこのような性質から考えれば、私は議員全員の参加を希望する。

委員 報告会には（会場付近の）地域の人たちが参加してくる。3 か所で実施して、同じ意見が出てくるわけではない。報告会の記録を読んだだけでは分からない、いわばその場の雰囲気、空間を議員全員で共有することは大切だ。発言の機会云々については、発言する機会が無いならその場においても仕方ないという話ではなく、3 か所で実施するのだから、その都度役割分担を替えればよいことだ。

委員長 大磯町の月京で開催された議会報告会に参加したのだが、議員は後列に地元出身の者が座り、前列に大磯地区の議員が座って説明していた。参加者が国府地区の下水道の状況について質問する場面があったのだが、この時は後列の地元議員

が回答していた。全員が出て、得意分野の話が出たらその議員が発言するという
ことでも良いのではないか。全員の参加に賛成の委員の挙手を願います。

(5名挙手)

賛成多数であり、議会報告会は全員出席とする。

委員 先ほど意見のあった、「出席義務を負う」という表現について、誰もが読んで
分かりやすい表現の方が好ましいと思うので、私は当初の案通り「必ず出席する」
で良いと思う。

委員 「必ず出席」という規定にして、もし体調不良などで欠席したらどのように説
明するのか。「原則として出席」という表現でも良いと思う。

委員 体調不良でなどという想定まで含めての規定ではない。病気で休むのはやむを
得ない事情であり、そのような状況まで配慮して規定する必要はない。

委員長 今、「必ず出席」「原則として出席」「出席義務を負う」の3つの案が出ている。

「必ず」に賛成の委員は。(1名挙手)

「原則」に賛成の委員は。(5名挙手)

「出席の義務を負う」に賛成の委員は。(挙手なし)

それでは「原則として出席」とする。運営委員会の人数はどうするか。

委員 この委員会で人数は決めかねる。全協に諮った方が良い。運営委員会には、こ
の特別委員会の委員以外の議員を極力入れるようにしてほしい。

委員 運営委員会には、議会だより編集委員会から2,3名入れるようにしてほしい。

委員 部会では、そうした重複は考えていなかった。

委員 議会だより編集委員は作業に集中しなければならない時期があり、時間をとら
れている。議会だより編集委員の負担が大きくなることを危惧するのだが、編集
委員の意見を伺いたい。

委員 この要綱では、報告会の開催時期を規定していないので、定例会終了後いつご
ろやるかが問題だ。編集作業が終われば可能だが、時期によっては厳しい。

委員長 要綱に開催時期を規定すべきか。

委員 大磯町を参考にすると、議会だよりが発行されたあとになるので、時期はだぶ
らないことになる。その時の状況によって、開催が難しい時期がある。例えば9
月定例会後の10月は忙しく、他の定例会後はそうでもないというところがある。
規定しない方が良い。

委員 同感で、議会だよりが発行されてから速やかにという程度で良い。

委員 報告会は、定例会からあまり遅くなると気が抜けたものになってしまう。議会
終了後20日以内とか規定した方が良いと思う。

委員 その意見だと、議会だよりが発行されてのち、という前提が崩れるわけで、1
か月以内というのは厳しい。せめて、議会だより発行後何日以内と規定してはど
うか。

委員長 規定することに賛成の委員は。(3名挙手)

反対の委員は。(4名挙手)

それでは規定しないこととする。

議長 議会だよりを発行する際、議会報告会の開催日時と場所の案内を掲載してはどうか。また、その際にこの議会だよりをお持ち下さいと加えたらどうか。

委員 開催時期をはじめ、細かい事項は運営委員会で決定すればいい。

委員 報告事項について、議決の概要のほか、「重要と思われる事項」というものが入っているがこの解釈は。

委員 重要かどうかは人によって解釈が異なる。予算・決算は重要だと思う。緊急性があるとか重要性が高いとか個人的に思うなら、個人の議会報告会で取り上げればいいことだ。

局長 第3条第2項に「前2項」とあるが、「前項」に修正してほしい。第4条第2項の主語が「構成議員は」となっているが、述語とつながらないので、主語を「報告会には」としてはどうか。第11条に「第8条で規定する報告書」という表現があるが、第8条ですでに「報告書」を定義しているので、「第8条で規定する」という表現は削った方が良いのではないか。

(了承)

委員長 「意見提案手続き実施要綱」について、案を作成した委員から説明願います。

委員 先進地を参考にした。(条文朗読)第10条の「その他」を入れたが、入れるべきか迷った部分なので、皆さんで議論していただきたい。

委員 第1条の目的で、「議会基本条例第20条の規定に基づき」とあるが、「第16条に基づき」の誤りである。

委員 この要綱には「議会基本条例第〇条の規定に基づき」ときちんとして入れてあるのだから、議会報告会の要綱にも同じように入れてもらいたい。第10条「その他」は削除で良い。

委員長 反対が無ければ削除とする。

議長 第3条の対象について、議会全員で決めるのか。議会運営委員会で決めるのか。

局長 所管する常任委員会で検討し、最終的には全協に諮ってほしい。ただ、そのことまでこの条文に加える必要は無い。

議長 全部議会で諮るということか。

局長 パブリックコメントに合う事項もあれば、そぐわないものもある。例えば議員報酬の額についての方向性などはパブコメにそぐわないと思うし、そこは適宜判断すべきである。

議長 色々な意見の人がいるので、後あと議員が入れ替わったときのためにも(流れを)決めておいた方がいいと思うが。

委員 会派代表の集まりでない二宮町の議会運営委員会では、全体の意見集約の場に

はならない。議会運営委員会で決めるより、全体で決めた方が良い。

委員　今はこの特別委員会があるので方向性を決めることはできる。制定後どうするのか意見統一した方がいい。議会改革の特別委員会を持ってもいいし、10年、20年後に解釈が難しくならないよう、何らかの方向性を持っておきたい。

委員　現状では、議員定数が増えることは考えられないから、全協で決めるという選択肢もあると思う。

委員　条例の運営委員会があれば、そちらに任せてもいいと思う。

委員　その意見に賛成。全協は正式な会議というわけではなく、報告、協議の場であり、物事を決める場としてふさわしいとは言えない。

委員　全協は正式な会議ではないからということだが、今後この条例が施行されれば会議は原則公開となる。するとおのずと会議録も残っていくことになると思う。

委員長　この要綱に規定するか否かについてはどうか。

委員　全協の位置付けについては、これから全協で話し合った上で決めることなので、保留にしてほしい。

委員長　「災害時の行動における要綱」について、意見交換してほしい。

委員　やはり目的の条文に「議会基本条例第24条に基づき」という表現を加えてほしい。

委員　「議長及び副議長の対応」の1項目、この中の災害対策本部とは、地震災害だけでなく、台風・水害などによる対策本部すべてを含んでいるのか。

委員　すべてであると解釈してほしい。

(ほか意見なし)

委員長　条例案のほか、3要綱案について今日はこれで終えたが、その他なにかあれば出していただきたい。

委員長　大磯町の議会報告会について何か意見があればどうぞ。

委員　大磯町の議会事務局に、報告会の要点筆記があるのかと思って問い合わせたところ、ろくなものが無い。記録は精度あるものにするのかどうか検討が必要だ。

委員　昨年、我々が3回にわたって実施したタウンミーティングでは、議員がメモとテープをもとに記録し、その記録がホームページに掲載されているので確認してほしい。作成するのも最初は大変な作業で、負担感も大きい。記録作成者の3名で文字の大きさ、表現など体裁が違ったため後から合わせる作業を行った。

委員　1, 2名の記録者では大した記録がとれないのではないか。なるべくたくさん記録者がいた方がいい。

委員長　前回、3回のタウンミーティングの記録は私も確認しているが、精度の高いものであると思う。

議長　全協では、議会基本条例案の最後まで検討したが、第22条「図書資料の充実」と第23条「予算の確保」については先送りになっていた。この2件については

特別委員会で議論したのか。結果を全協で報告してほしい。あと、法制上のチェックに入る前に、議員全員に条文を読んでもらいたい。

委員 図書資料の充実と予算の確保については、現実的なのかという意見も出ていたが、執行者側に対する議員の権利として主張すべきだと思う。

議長 図書資料の充実という話ひとつとっても、控室や町予算の状況から現実的とはいえ、絵に描いた餅になるおそれがある。

委員 図書の充実という話では改善案もある。議員が政務調査費で購入した本を寄附するというやり方も提案された。

委員 かなり前に、議会費の予算でイミダスを買ってほしいと要望し、控室の本棚に設置したことがあるが、当時と違って今はインターネットの検索で、書籍に頼らずともある程度調べることができる。電子情報も含めて考えるべきだ。

議長 次回の全協で、議員が納得できるような説明をお願いしたい。

委員長 条例案は6月25日の全協で配付し、議員に読んでもらう。

議長 当日の全協で、報告案件が多ければ前日に条例案の件について、全協を開催することもありうる。

委員 条例文について、文言が条例らしからぬ部分もあるので、そのようなところは直して作ってもらいたい。

委員長 7月に事務局で文言も含め文言のチェックを行う。

あと、8月18日の土曜、10時から生涯学習センターでタウンミーティングを行う。

委員 6月の全協で条例案を確認したあと、特別委員会でも確認するのか。

委員長 6月全協において確認を終えれば、7月の法制チェックに入る。

議長 8月にパブリック・コメントを実施するということだが、これによって条文が変更される可能性はあるのか。

委員長 可能性はある。

委員 廣瀬先生（※廣瀬克哉法政大学教授）に助言を求めるという話も出ているが。

委員 今回の特別委員会の資料を、廣瀬先生に送ったが、まだ連絡が無いので、直接連絡してみるつもりでいる。こちらへ来ていただくのは、日程が厳しいようだ。

委員 廣瀬先生の助言によって、内容が変更されることもありうるのではないか。

委員 この時点においては、もう大きく変更することはない。